

民間賃貸住宅のオーナーの皆様へ

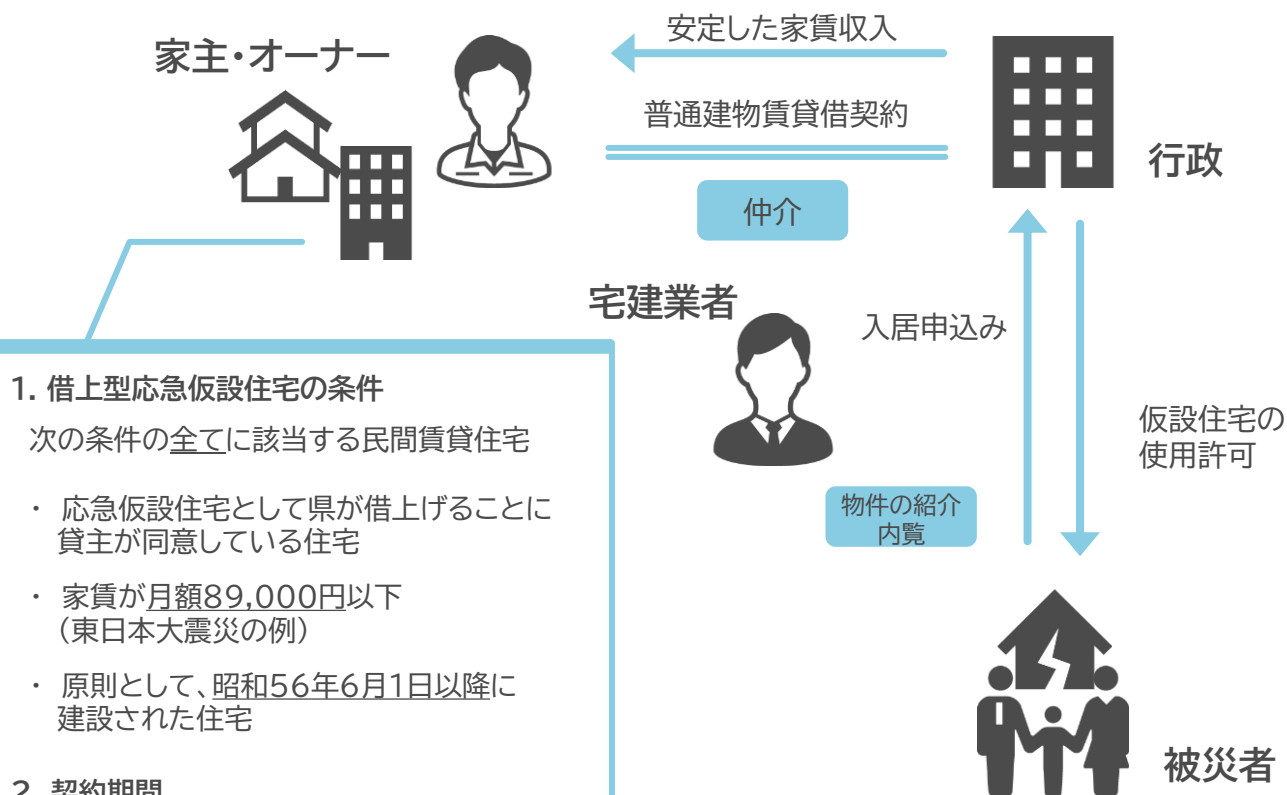
～県による大規模災害時の民間賃貸住宅の借上げにご協力ください～

大規模災害が発生した場合、住宅を失った被災者の方に、災害救助法に基づき「応急仮設住宅」を提供します。

東日本大震災や熊本地震においても多くの「借上型応急仮設住宅」が供与されており、大規模災害時には需要が見込まれることから、民間賃貸住宅の借上げに協力をお願い申し上げます。

制度の概要

「借上型応急仮設住宅」とは、大規模災害時に災害救助法に基づき、県が民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として被災者に提供するものです。



1. 借上型応急仮設住宅の条件

次の条件の全てに該当する民間賃貸住宅

- ・ 応急仮設住宅として県が借上げることにより貸主が同意している住宅
- ・ 家賃が月額89,000円以下（東日本大震災の例）
- ・ 原則として、昭和56年6月1日以降に建設された住宅

2. 契約期間

県の借上契約日（入居日）から2年以内

※入居者の生活再建の状況により、災害救助法の適用となる範囲内で延長することがある

費用負担（想定）

行政が負担する経費

- ・ 家賃 ・ 共益費 ・ 礼金 ・ 仲介手数料 等
- ・ 損害保険料（県が加入）
- ・ 退去修繕負担金（家賃の2ヶ月分）

入居者が負担する経費

- ・ 電気、水道、ガス料金、駐車場費及び自治会費等
- ・ 原状回復費用
（入居者の故意又は過失により、
県が負担する退去修繕負担金を超える金額が必要となったとき）

【制度に関する問合せ先】

徳島県 県土整備部 住宅課 住宅防災担当

TEL 088-621-2598 FAX 088-621-2871